

令和8年4月22日

共同住宅等（連合）所有者、管理会社 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

共同住宅等（連合）の所有者及び管理会社へのお願い

日頃より、八重瀬町行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、八重瀬町におきまして国が進める「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金基本額全額免除を行うことになりました。

水道料金を一括管理（親メーターのみ）されている、所有者及び管理会社様におかれましては、今般の基本料金全額免除の趣旨をご理解頂き、令和8年5月分～7月分の3ヵ月間、入居者の方に請求する水道料金から今回の免除措置相当分の金額を差し引き、入居者の方の支援の効果が実感できるよう、ご協力よろしくお願い致します。

記

対象：南部水道企業団へ申請されている世帯数

※親メーターで管理している 2世帯住宅等 も含む

期間：

令和8年5月分 1,229円（税込）※4月使用分

令和8年6月分 1,229円（税込）※5月使用分

令和8年7月分 1,229円（税込）※6月使用分

申請方法：不要

【お問い合わせ先】

本事業に関すること

八重瀬町役場 土木建設課 098-998-1123

水道料金に関すること

南部水道企業団 経営課 098-998-2151